

第41回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成22年11月12日（金）午前10時00分～午後11時08分

2 場 所 大阪産業創造館 6階会議室A・B

3 出席者

(1) 委員 加藤委員、高橋委員、高室委員、難波委員、花田委員、松村委員、
吉川委員

(2) 事務局 経済局：篠原商業立地担当課長、住吉区：北辻区民企画担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1) 「（仮称）ライフ中加賀屋店」〔新設〕
- (2) 「（仮称）ジョーシン住吉殿辻店」〔新設〕
- (3) 「（仮称）万代巽北店」〔新設〕

5 議事要旨

- (1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。
- (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

- ① 「（仮称）ライフ中加賀屋店」
 - ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
 - ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、犯罪や非行の防止等においても地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めることを要望する。
 - ・ 駐車場への入出庫について、来客車両出入口に交通整理員を常時配置し、

左折入庫、右折出庫を徹底することを要望する。

- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるので、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めることを要望する。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めることを要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めることを要望する。

② 「(仮称) ジョーシン住吉殿辻店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、犯罪や非行の防止等においても地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めることを要望する。
- ・ 案内経路について、広域誘導サインを設置するなど、設定した案内経路への車両誘導を徹底することを要望する。
- ・ オープン時や混雑の予想される繁忙期には、交通整理員を常時配置している駐車場出入口以外にも交通整理員を配置し、歩行者・自転車の安全確保及び来退店客車両のスムーズな入出庫を図るように努めることを要望する。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めることを要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事

項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めることを要望する。

③ 「万代巽北店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮することを要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 届出要約書

資料4 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について（報告）

7 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当

（電話）06-6615-3784